

(様式第1号)

平成30年度第1回文化推進審議会 会議録

日 時	平成30年6月28日(木) 18:00~20:00
場 所	市役所北館4階教育委員会室
出席者	会 長 藤野 一夫 委 員 弘本 由香里 委 員 加藤 義夫 委 員 小石 かつら 委 員 桑田 敬司 委 員 山西 康司 委 員 中村 由美 委 員 湯浅 央子 委 員 田中 徹
欠席者	委 員 岡 登志子
事務局	川原企画部長, 奥村政策推進課長, 島津企画部施設政策担当主幹, 濱口政策推進係長, 西村政策推進課員, 大塚政策推進課員, 島田政策推進課員
関係課	茶嶋生涯学習課長, 石田生涯学習課員, 森山生涯学習課員
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	5 人

1 会議次第

(1) 開会

- (2) 議題1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正について
議題2 平成29年度芦屋市文化推進基本計画評価報告書について
議題3 文化事業推進に関する委託事業の文化推進審議会委員への依頼について

(3) その他

2 提出資料

- 資料1 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

資料2 文化推進審議会 注目事業集

資料3 第2次文化推進基本計画に基づく事業評価票

3 審議経過

(1) 開会

(2) 議題1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正について

濱口係長：(資料1説明)

藤野会長：この改正を大きな変化と見るか否かだと思います。これからインバウンドや観光事業を進める地域にとっては、今まで文化財をきちんと保存するのは非常に大変でしたが、この改正により、文化財の活用に向け一気に方針転換する可能性があります。芦屋市の場合も、これまで行ってきた保存だけではなく、活用に向けてどのような方針をとっていくのかは議論の必要があります。また、文化推進審議会や文化推進基本計画の枠組みでも、単に文化財の保存だけではなく、活用についてもどの程度突出して扱うのかという基本的な方針を議論すべきだと思います。(1)②の「協議会を組織できる」や(3)①の「地方文化財保護審議会を必置とする」について、芦屋市としてはどのように考えていますか。

奥村課長：現時点では、組織などの変更は考えていません。この改正は文化財の保護そのものに関する部分が一番大きいので、まずはそちらの分野で議論をしていただく必要があると思います。また、現時点でも文化財保護に力を入れており、不足はないと考えているので、文化財保護の事務を市長部局に変更することも考えていません。

藤野会長：市の中で、文化推進審議会のほかに文化財関係を扱っている審議会はありますか。

茶嶋課長：教育委員会で文化財保護審議会を所管し、年に2回開催しています。

藤野会長：今後、文化推進審議会と文化財保護審議会が連携する可能性はありますか。

奥村課長：まずは担当課同士で情報交換を行い、必要に応じて連携しようと考えています。

藤野会長：わかりました。

弘本委員：文化財にも様々な種類があります。美術品であれば、活用について早急に検討すべき事案にはなじみにくいと思いますが、まちづくりに最も関係があるのは建築の活

用であり、文化推進審議会とも関連性が大きいと思います。その議論は恐らくこれまででもあったと思います。

奥村課長：文化推進基本計画には、景観や建築に関する項目も入っているので、関係はあると考えています。現時点では具体的な案件はありませんが、いずれ生じる可能性はあります。

弘本委員：具体的な案件が生じた際には、積極的に活用いただけるとよいと思います。その際には所有者との調整も大きな課題になります。所有者が活用に積極的になることが重要ですから、協議会による支援団体の創設や、次世代の教育等が長い目で見て必要になる分野だと思います。

藤野会長：利用の仕方によっては、非常におもしろいまちづくりや市民社会づくりができるチャンスでもあります。教育委員会で管轄している審議会だと、学識経験者による学術的な保存に偏りがちですが、活用となると商工会や観光関係の人材にも入っていただくこととなります。芦屋の文化資源における活用方法や将来の方向性について、市民が協議し、まちづくりを行うという点では、この協議会は長い目で見ると非常におもしろい展開になると思います。そのため、「1. 文化財保護法の一部改正」についても審議対象にしたいと考えますが、「2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」に対する議論のみを行いますか。

奥村課長：本日は、どちらかというところ「2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」について、現状では直ちに市長部局に事務を移管する必要性までは感じていないことをご報告したいと考えています。担当課同士で連携しながら進めているので、支障はないと考えています。

藤野会長：市としてはそのように考えていると思いますが、住民や、文化財に関心を持っているステークホルダーなどは、協議会を立ち上げ、活用すべきだと考えているかもしれません。事務の移管に限らず、議論をお願いします。

加藤委員：芦屋の無形文化財にはどのようなものがありますか。

茶嶋課長：国指定重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽人形」の保持者として、芦屋市民の吉田和生様が認定されています。また、国指定重要無形文化財の芸能の部に「能楽」があり、その保持者の団体の構成員である「一般社団法人日本能楽会会員」として芦屋市民の長山耕三様が認定されています。

藤野会長：県や市が指定している無形文化財はありますか。

茶嶋課長：芦屋市内にはありません。

山西委員：能楽師は長山様のみですが、能楽自体には芦屋が舞台となった素晴らしい曲目が数多く存在します。

桑田委員：法改正により、文化財の保存や活用に国からの補助金が下りやすくなるなどの具体的なメリットはありますか。

奥村課長：観光資源が潤沢にある自治体にとっては、その可能性はあると思います。

桑田委員：昨年度までに、文化財保護審議会で保存や活用が決定した文化財はありますか。

茶嶋課長：平成 29 年 3 月に八十塚古墳群から出土した双龍環頭大刀を、平成 28 年 2 月に芦屋神社の境内古墳を、平成 27 年 1 月には寺田遺跡から出土した「大領」、「少領」等墨書土器をそれぞれ市指定文化財に指定しました。

桑田委員：考古学的なものが多いですね。

茶嶋課長：平成 24 年には芦屋川の文化的景観を市指定にしていますので、出土品だけではありません。

桑田委員：「具体」の中心メンバーであった、吉原治良の没家を取り壊され、代わりにマンションが建っているのを先日発見しました。芦屋を代表する文化を生んだ場所として、吉原の家の庭で「具体」の作品が製作・発表された背景があるにもかかわらずそのようなことが起こるということは、行政はそれほど保存に重きを置いてないのだと思います。建造物の保存には非常にお金もかかり、大変だとは理解しているので、法改正で文化財の保存に補助金が下りやすくなれば、例えば美術博物館の庭に吉原邸の門柱などを移植し保存することも可能だと思います。市民にも「具体」を身近に感じてもらえると思います。

芦屋川の景観という漠然としたものと、ニッチな分野である出土品や遺跡のみであれば、市民感覚で考える文化財と、行政が考える文化財に齟齬があると思います。その齟齬を埋めるためにも、文化推進審議会でも、新たに審議会を設置するとしても、今後残したい文化財については、市民の声を聞く姿勢も非常に大事だと思います。未指定の文化財も含めると、市民の生活に寄り添った文化財は非常に多いと思います。無形文化財は個人の技術等であるため見えにくい部分がありますが、有形文化財であれば見て分かりやすいと思います。

湯浅委員:個人宅が市の文化財に指定され、保存義務があっても、修理・修繕費用は所有者負担だそうです。公開され、見学者が入れば補助が出ると聞きましたが、そのようなことを知らない所有者の方もいると思います。所有者に文化財を遺そうと思ってもらうためには、補助制度の周知なども必要だと思います。

桑田委員:行政、あるいは市民公募で歴史的価値があるものをピックアップしてもよいと思います。個人宅に歴史的価値があったとしても、所有者自身が価値を分かっていない場合は多いと思います。しかし、周りから言われて価値に気づくことはあり得るので、そのような案件を探すのも仕掛けとしてはおもしろいと思います。

藤野会長:芦屋の特性として、文化的価値がある邸宅などはかなりあると思います。ただ、それを所有し続けることが厳しい状況となれば手放さざるを得ず、建替えに伴い既存の邸宅はなくなってしまいます。現状の姿を維持するランニングコストは莫大であり、行政側も引き取れないという傾向がどこの自治体にもあると思います。

法改正により、その点が少し柔軟になりました。市に寄贈されたものを保存するだけにお金をかけるのではなく、様々な人に知ってもらい活用する場合には良い法改正だと思います。今後は、価値のある建物について維持が困難なため取り壊したり、譲渡したりする場合が非常に多くなってくると思うので、近未来的に考えておく方がよいと思います。ただ、それをどこの部署が管轄するのかは課題だと思います。

川原部長:国登録文化財候補の建物については、兵庫県が作成したリストにより、一定の把握はしています。そのため、全くの未着手ではなく、個人宅についても一定の把握をしています。これまで、登録に至っているのは芦屋仏教会館と芦屋モノリスですが、今後、個人宅にも少しずつアプローチをかけられる体制は構築しています。

山西委員:相続税の納税が猶予されるため、絵画や美術品を相続する時に市へ寄託するケースは多いと思います。美術的価値が高いものの寄託が頻発した場合、保存にも費用がかかることから、対応策を考えておく必要があると思います。

加藤委員:美術品を美術館に寄託・寄贈いただけるのは非常にありがたいですが、多くの美術博物館は保管場所の確保が課題となっています。美術品を受け入れる場合、空調などで温度や湿度管理が必要であり、展示場所の確保にも課題があります。このようなことになるのは、相続税などの日本の税制も関係していると思います。

また、所有者にとっては価値があり、美術館に置くべきものだと考えて寄贈する場合がありますが、美術館の収集方針とは異なるため、美術館側が断ることも多いです。真贋の問題などもあり、非常に難しいです。

しかし、芦屋は価値のあるものが非常に多く、画家も多いです。そのような人たちの美術作品を個人が所有する以外に、アーティストをどのように受け入れるかが難問だと思います。

藤野会長:それであるからこそ、個人所有の歴史的価値を持つ文化財の散逸を防ぐ必要があります。市として、市民が所有する建物も含めた文化財をどのように保存していきたいかを考える場が必要だと思います。文化財の保存に行政側がどれだけコストを負担できるのか、市民はどれだけサポートできるのかを考えないといけないと思います。

山西委員:相続税の納税猶予が大きいです。

藤野会長:ドイツの制度では、大企業の社長等がコレクションとして文化財を保有しており、保有者が亡くなった場合は、公益財団法人化して美術館等を建て一般公開するというように、個人のコレクションが公共のものとなるのは可能です。芦屋にはアーティストもコレクターもいますし、建物も含めてコレクションを保存するという発想も可能だと思います。

桑田委員:現在、行政はそのようなことをしていますか。

茶嶋課長:美術博物館には美術部門と歴史部門に学芸員がいて、谷崎潤一郎記念館では谷崎潤一郎を研究している学芸員がいて、まずは学芸員にどのようなものを調査してもらった上で市に寄託を受けています。寄託をご遠慮いただきたいときは、丁重にお断りすることもあります。美術品に関しては、寄贈の希望があれば収集の可・不可を美術品収集委員会に諮っています。

桑田委員:個人所有のコレクションへの対応はどうしていますか。

茶嶋課長:情報収集は必要だと思いますが、大っぴらに案内すると候補が多くなりすぎてしまうと思います。知り合いを通じての情報提供はありますが、あくまで所有者の意向になります。市がそのようなことを行う姿勢は重要だと思っていますので、この法改正により市もどのように対応していくべきなのかを今後考えたいと思っています。

藤野会長:既存の考え方では、文化財関係の予算があり、保存するものを選別するという方針

であったため、選別対象以外は排除せざるを得なかったのですが、活用を考えた場合、市全体で保有している資産価値を市民も認識し、市が先行投資で保存と活用の手助けをすれば、公共的な資産が増え、市全体としての価値が上がると捉えられます。予算には限りがあるからと対象を絞り込むのではなく、異なる展開の仕方が可能だと思います。行政側だけではなく、商工会や観光関係の人材、市民団体等と協議会をつくり、様々な立場から考えていくことが可能な制度改正なので、芦屋市に埋もれている資産価値をどのように利用するかがキーだと思います。

桑田委員:プラスの方向に考えていく必要があります。

藤野会長:はい。文化財を管理するだけではなく、どう活用していくかという資産運用のような形の展開が可能です。商業資源としての意味ではなく、シビックプライドなども含め総合的に考えるとおもしろい解析になると思います。

(2) 議題2 平成29年度芦屋市文化推進基本計画評価報告書について

濱口係長: (資料3説明)

西村課員: (資料2説明)

藤野会長:資料2では13事業が紹介されていますが、どのような観点でピックアップしたのですか。

西村課員:新規実施事業と、参加者が増加している事業を注目事業としてピックアップしています。

奥村課長:第2次文化推進基本計画の重点取組項目や施策の方向性に非常に沿った内容であることも加味しています。

藤野会長:全事業を確認しているわけではないですね。

濱口係長:事業を書面で確認し、所管課と調整していますが、13事業の全てのイベントに参加しているわけではないので、担当者に当日の様子を確認し、資料を作成しています。

藤野会長:PDC Aのサイクルのうち、Cとしてすでに内部評価を行っている中で、第三者機関である我々はどのような立場で何を評価したらいいのでしょうか。場合によっては文化に関わる全事業を評価する必要はないという意見や、既存のやり方で時代にそぐわないものは切り捨ててもいいのではという意見や、この部分はもう少し強力に

サポートしたほうが良いという意見もあると思います。いかがでしょうか。

小石委員:資料3の成果指標欄について、指標名に来場者数や参加者数が上がっているのに、平成30年の目標が「減少」としているのはなぜですか。

濱口係長:当日の人員配置に対し、参加者が多過ぎたイベントが一部あったというのは聞いていますが、未確認の事業は確認します。

小石委員:参加者が増えているなら実施回数を増やすのはいかがですか。参加者が多過ぎるのでやめておくというのは、方向性としては正しくないと思いますし、報告書にするとそのように見えてしまうと思います。

藤野会長:担当者の負担が大きく開催し続けることが困難なため、現場からの要望で参加者を減少させるという場合もありますか。

濱口係長:人員が限られているからということもあります。事業によっては、参加人数が少なくても継続して参加される方がいるため、廃止できないという現場の声はありますので、成果の基準を参加者数で見るべきなのかどうかについてのご意見もいただけるとありがたいです。

小石委員:平成30年度の目標が「減少」なのは、「おはなしの会」「クラシックコンサート」「ライブラリーコンサート」など図書館の事業がほとんどです。

濱口係長:今年度に図書館本館が大規模改修予定であり、参加人数が減ってしまうのは避けられないため、その影響があると考えられます。

桑田委員:課題の欄が空欄なのが多いですが理由は何ですか。

濱口係長:文化的な面での課題を記載するよう担当課に依頼していますが、一定数の参加があるため、課題としては挙げにくいという理由から空欄になっている箇所はあります。

桑田委員:自己評価がAでも、事業をすれば必ず課題は出てくるものだと思いますし、管理職ではなく担当者レベルでないと課題を認識できない場合も多々あると思います。具体的な課題を1点でも挙げてもらうよう、担当課に言うべきだと思います。特に、課題が空欄かつ目標が「現状維持」となっている事業は、解決すべき課題がないのであれば廃止してしまったほうが良いのではないかと思います。仮に自己評価がAであっても、完全に自己満足の事業になっていないでしょうか。

藤野会長:第三者機関が、各事業に対して評価することのメリットはあると思います。自己評価を行うことで、担当者自身も事業を一度見つめ直すことができ、どのように改善

しようかと考える機会にもなります。ただ、現場にとってこの評価票を作成することで本当に良い効果を生んでいるのかという俯瞰的な検証が必要だと思えます。

奥村課長：評価票はこれまで、試行的に少しずつ変更しています。現状は、確かに細分化し過ぎていたとは感じています。参加人数なども非常に細かいため、資料としては良いかもしれませんが、事業の成果が見えにくいと思います。現状では、事業ごとに細かく評価しているので、担当者にとっては評価のための評価となってしまう部分も多々あると思えます。そこは方法を変えたいと考えています。

藤野会長：定量的な指標が記載されていますが、クオリティーのチェックはそれほど効かせていないと思えます。全国的に展開しているアーツカウンシルは、助成金の交付対象を公平・公正に選んでいます。その助成金が確実に効果を生んでいるかどうかをチェックしています。例えば、実際にその公演を見に行き、レポートを書くところでフィードバックしています。アーツカウンシルはそのような仕事を行っていますが、そのやり方とはまた違うのだらうと思えます。

事業を実際に見に行き、単なる満足度ではなく、来場者がどのように感動して喜んでいるか、どのポイントに不満を持っているのかなどを肌で感じ、公演や美術品を自分でも見て、感じたことやクオリティーを評価するまでにはなっていませんが、そのようなことが必要だと考えていますか。

奥村課長：事業の実施には、数値的な指標設定が必要ですが、来場者の満足度や事業の質自体を評価するのは難しい面があります。今一度考えてみたいと思えます。

藤野会長：新聞などで記事としてどれだけ取り上げられたかは非常に重要だと思えます。また、イベント来場者等からの意見があると、事業の質についてもチェックが必要だと思えます。しかし、この評価票の全ての事業をカバーするとなると、質まで踏み込むのは非常に大変だと思えます。

奥村課長：パブリシティを評価指標とすることは検討したいと思えます。シティプロモーションを行ったことで、メディアに取り上げられる機会が多くなり、どういうものに挙げられたかの記録はしています。しかし、全事業で行うとなると難しいと思えます。

加藤委員：自己評価について、Bの「ある程度達成できた」をどう認識するかが重要だと思えます。将来的にAの「達成できた」になるのか、Cの「達成できていない」に下が

るのかということです。全 148 事業の中では、S、A、Bが多く、自己評価は高いと見られますが、Bをどのように考えるかで非常に変わってくるのではないかと思います。

濱口係長: AとBの境目が難しいという認識は事務局でも持っています。また、自己評価なので、担当課によって認識にばらつきがあると思います。次回の評価票作成時には、事務局と担当課で一定の基準の共有が必要だと認識しています。

藤野会長: 川原部長は、前年度まで教育委員会に配属されていましたが、現場の声としてはいかがでしょうか。

川原部長: 現在、どの部署にも様々な計画があり、各計画で事業の評価や見直しを行っています。公民館の実施事業については課題欄が空欄ですが、事業を検証していないわけではなく、公民館運営審議会という別機関で別の視点から報告や問題提起を行っています。

評価について、各担当課で負担はあると思います。一つの事業に対し、様々な場面かつ異なる記載方法で報告を行っているため、指標が異なると若干書き方も変わります。また、自己評価が高いというご指摘ですが、行政が予算を投じて実施することから、一定の効果を見込み、失敗しないように行うのが前提です。継続して実施している事業もあり、自己評価は高くなると思われまし、目標設定とのバランスによっても変わると思います。そのような観点では、事業がステップアップする必要があることで、Cが続いていた事業がBになり、BがAになっても、さらに高い目標設定をすることによりAだった事業がBやCになるものだと思うので、評価票を書く側も読む側も難しいと思います。

藤野会長: 全部で約 150 の事業がありますが、自己評価も踏まえ担当者レベルで、事業の評価方法や廃止するかどうかなどについて都度議論はされていますか。

川原部長: はい。毎年の予算が関係することもあり、事業効果がないものは常に見直しを行っています。

弘本委員: 本日、堺市でも審議会に出席して、同様に評価について審議を行いました。堺市の場合は、審議会の委員も積極的に事業評価に関わる方法を試行的に行っています。委員側も事務局側も負担がかかる方法なので、芦屋市が実行するかどうかは別の話ですが、参考事例として話します。芦屋市で言うところの「施策の方向性」レベル

で事業を括り、そこから1個ずつサンプルの事業を抽出します。約3年を1サイクルとして、2グループに分かれ、実際に事業を見に行きチェックシートで評価します。その際には現場の方と評価者がコミュニケーションを取りつつ進めますが、それが両者にとって非常に良い効果を生んでいると思います。評価する側の委員にも芸術活動を行っている人が多いので、非常に有効なアドバイスがその場ですぐできるといふこともあります。堺市の場合、そのような形で喜ばれていますし、負担以上にやりがいを感じてされていると思いました。

また、サンプル抽出の際には事業効果が高いものだけではなく、今後継続すべきかを検討している事業も入れ、率直に評価します。

藤野会長:利害関係や過去からの経緯などで、行政単独では廃止できない事業やつながりを切れない団体もあると思います。そこで、第三者機関である審議会の委員が評価することで、事業の廃止や強化について既存の方針を変えられると思います。そのようにメリハリをつけ、見える化することも重要だと思います。

桑田委員:事業が非常に多いので、評価する側も大変だと思います。評価対象を減らし、クォリティーチェックまで行う方が良いと思います。予算がなく、ボランティアによる事業は行政側で評価をしなくても良いと思いますし、逆に、ボランティアによる事業でも、評価がSであれば、事業を拡充し、参加回数等を増やすために予算を投じるといふ判断が可能になるのではないかと思います。

予算もついておらず、場所を貸しただけの事業でも評価するのであれば負担ではないので、費用対効果の観点でも、評価対象を減らすことが必要です。ただ、事業数自体は増やし、運営は外部に委託するなど工夫は必要です。

弘本委員:評価票にして見える化したことの良さは、事業同士の重複などについてチェックが可能となることや、部門横断的な計画の策定にあたり、関連部門にどのような条例や計画、取組があるのかを知ってもらえることが大きいと思います。ただ、このような評価票のあり方が必ずしも良い方向に結びつかないのであれば、横串を差す別の方法を考えなければなりませんし、関連部門との情報共有の場として、代わりのツールや工夫を考えなければなりません。評価対象を絞りチェックを行うことで、全体をマネジメントするという考え方もあると思います。横断的に文化行政を理解し情報を共有するために重要なものは、何らかの形で担保する必要があると思いま

す。

奥村課長：横串については、第2次文化推進基本計画を策定する際に、全課に対して今後の方針や考え方を伝えていきますので、政策推進課で取りまとめを行っていると認識しています。また、計画には様々な事業も記載されているので、見える化していると考えます。今後、もう少し発展させて、抜粋型の評価にしたいと思いますので、方法については事務局に預けていただけますでしょうか。

藤野会長：お願いします。

(3) 議題3 文化事業推進に関する委託事業の文化推進審議会委員への依頼について

奥村課長：現在、国指定重要文化財旧山邑家住宅（ヨドコウ迎賓館）が改修工事中です。平成31年春のリニューアルオープン時にシンポジウムを開き、一般の方にもお披露目しようと考えています。

また、もともと市営住宅であった宮塚町住宅について、趣のある石づくりの建物であり、非常にお店が多い場所であるJR芦屋駅の南側、鳴尾御影線の北側に立地しているため、活用していこうという方針も出ています。これから耐震改修などを行い、内部の活用なども考えた上で、来年リニューアルオープンする予定です。

旧宮塚町住宅のリニューアルオープン時に、文化を軸としたイベントなどを考えていただけないかということをお藤野会長にご相談していました。また、この機会なので、可能であれば芦屋発祥の「具体」を広く知っていただく機会にしたいともご相談していたところ、藤野会長からは、文化推進審議会には芦屋ゆかりの方や専門家もいらっしゃるの助力いただけたらどうかというご提案をいただきました。このオープニングイベントは委託事業と考えていますが、しかるべき委託先をご紹介いただこうと考えているため、議題に上げています。

先生のほうで、コンセプトなどを考えていただいたということなので、お考えをお聞かせください。

藤野会長：文化推進審議会の会長に就任したときに申し上げていた、PDCAのAがなかなか進みませんでした。これほど素晴らしい委員の皆さまに参加していただいているので、この2年間で、何か新しいことを1つ始めたいという思いがありました。

パフォーマーとしてご活躍の岡委員を始めとして、美術評論だけでなくプロデューサーもされている何人かの委員と協議を行い、どのようなコンセプトにすべきかを少しずつまとめつつあります。

「具体」はこの審議会の中では常識ですが、一般的にはそこまでの認知度はないと思うので、「具体」の精神をどのように次の時代に引き継ぐかを専門性の高い方に議論していただいています。

細部までは未決定ですが、コンセプトは決めた上で、小さなプロジェクトから始め、育てていけばいいと思います。行政側でこのプロジェクトのための新たな予算が出るのはそれほど期待できませんし、文化振興財団などもない中、最初は小さいところから始めて、可能であれば市民の皆さまに支援していただき、少しずつプロジェクトが広がっていけばいいと思います。

岡委員が中心となり考えていただいています。本日は欠席のため、コンセプトについて加藤委員から説明をお願いします。

加藤委員: 芦屋市在住でない委員も含め、それぞれの専門分野で何かできないかを考えていましたが、岡委員は前から、一番重要なのは「具体」だと言っていました。パリのポンピドゥー・センターにも「具体」の作品がかかっています。

昨年、私は台湾で「具体」の講演会を行い、国立の美術大学の教授と対談しました。教授はパリでの留学時、ポンピドゥー・センターに訪れ、日本の前衛美術である「具体」の作品があつて非常に誇らしく思ったとのこと。 「具体」は、欧米では非常に評価が高いです。

岡さんが疑問に思われたのが、なぜ、「具体」がそれほど芦屋市民に知られてないのかということでした。美術博物館はこれまで非常に多く展覧会を行っています。資料2の10番「交差するアーティストたちー戦後の関西ー」では、地域ゆかりの長谷川三郎や吉原治良、津高和一を柱に、有名なアーティストを紹介しています。展示会という形で、来場者が「具体」美術に触れる機会を持つのが、美術館の文化施設としての当然の成り立ちです。

芦屋の「具体」という美術作品は有形の文化財ですが、コンテンポラリーダンサーである岡委員は無形の文化財だと思います。「具体」美術はもともと、精神が自由であることを具体的に提示するという理念から生まれています。このような精神的

なものを未来に残し引き継いでいくために、展覧会ではない方法を考えられていると思います。

岡委員からいただいたアイデアですが、「身近にあるもの、生活に寄り添い、精神を自由にしていくものがアートだと思う。戦後ようやく開放された生活の中で、具体美術協会は精神が自由であることを具体的に提示することを理念としたということなので、発祥の地である芦屋で『具体』から学ぶこととして、人々とアートについて対話を重ねていきたいと思います」というのが、大きなコンセプトだと思います。また、『具体』がなぜ芦屋で生まれたのか、『具体』が生まれるにあたり芦屋にはどんな文化背景があったのか、『具体』はなぜあまり芦屋市民に知られていないのか、『具体』は何を目指そうとしたのかなど、『具体』をひもといていく中で、現代アートの持っている役割や可能性について考えていければおもしろいと思います。アートは人が生活する中でどんな媒介をするのか、アートはどこから生まれてくるのか。アートの力とは、アートの未来とは、そんな問いかけを重ねていくことで、アートを通して今が見えていくのではないのでしょうか」とのことでした。精神が自由であるという深いテーマから、アートの可能性や普遍性について対話を掘り下げていくことで、アートに関心が深くない方にも何かを伝えることができるのではないかと考え、「具体」についての講座や、子どもたちに向けての「具体」として、お話や参加型の事業を行い、芦屋の文化遺産を知ってもらうとともに、アートを楽しむ機会を設けるような提案をしたいとも言っていました。

今秋から平成30年度末頃まで、芦屋発祥のアートとの対話という名目で、市民の皆さまに「具体」を知ってもらい、その精神を引き継いでもらえるような事業になると思います。

精神が自由ということは創造につながると 생각합니다。美術やアートで重要なのは創造性と言われるものですが、科学、政治、経済など全てのビジネスにも創造性が必要なので、根幹の部分で新しい価値を提示してきたのが「具体」だと思います。今後、人工知能が発達し、この10年で現状の半分の職業がなくなり、代替りの職業が生まれてくると言われていますが、そのような時にも社会的に貢献するためには創造性が重要だと思います。全ての人が生まれながらにして創造する力を持っているので、それを刺激してあげることが重要です。子どもたちに向け、「具体」を易しく語るこ

とでそのことに気づいてもらえればと思われたそうです。

藤野会長:「具体」の作品を展示することで創造性を発掘するわけではないのですね。

加藤委員:違う内容です。

藤野会長:芦屋の「具体」の精神を受け継いで、特に子どもたちは創造性をどのように持てるのか、どのように将来の夢や希望を持てるのかにつなげる部分が大きいです。コンセプトの段階なので、どのようになるかは分かりませんが、予算や期間、時期の問題もあるので、恐らく対話やレクチャーが中心になると思います。これを1つの足がかりにして、次回は全く新しいものをプロジェクトとして生み出せるよう発展できればいいと思います。その際には芦屋神社宮司の山西委員や商工会の桑田委員にご協力いただき、エリアとして展開できればいいと思います。その火つけ役として、最初はレクチャーから始めてみるということですね。

加藤委員:はい。

中村委員:私も芦屋在住ですが、審議会に参加して始めて「具体」という言葉を知りました。これからの時代を生きていく子どもたちに、精神の自由や創造性を伝えていけるきっかけにもなると思います。一過性にならず、長く続けていける活動ができればいいと思います。

湯浅委員:もともと具体美術は知っていましたが、芦屋市民に聞いたらほとんどの方が知りませんでした。学校の先生でも知らない人がいます。海外の人や関東の人には、日本の芦屋と言えば「具体」だという認識はあるのに、芦屋に実際に住む人がほとんど具体美術を知らないのはショックでした。

「具体」は前衛美術であり、その精神としては、他にないことをしたり表現したりするという事です。また、あの時代に自由な発想で表現したからこそ、現代でも評価され世界中が注目する活動なのだと思います。創造性のある活動を、次世代の子どもたちにそれを教え、啓蒙していくのが文化事業の1つだと思います。具体美術とはそもそも何かをハードルを下げて伝えていくというところから、具体美術の精神を伝えていくことも重要だと思います。このアートプロジェクトの対話もそのきっかけになると思います。

藤野会長:山西委員は芦屋神社で、すでに「具体」に関する取組をされていますよね。

山西委員:2年に一度、芦屋神社芸術祭をしています。去年は堀尾貞治さんに依頼し、「具

体」についての芸術祭を開催しました。宮塚町住宅の活用方法は決定していますか。

奥村課長：具体的な活用方法までは決まっています。

山西委員：せっかく宮塚町住宅の前にも広場があるのでそこも活用し、建物の今後の活用方法にも関連づけて「具体」の精神を発信できたらいいと思います。芦屋市では最近、女性の活躍に力を入れていますが、宮塚町住宅がその象徴的な場所になれば良いと思います。

奥村課長：宮塚町住宅の具体的な活用方法は決まっていますが、方針としては、女性活躍の場にできないかということは考えています。

山西委員：アトリエや、新しい芸術の発信場所になれば良いと思います。その中で、女性がアクセサリーなどをつくり発信するのも楽しいと思います。

「具体」に対しては現在、大阪新美術館が非常に力を入れています。しかし、芦屋ではこれまで、「具体」出身作家の作品なども乱雑に扱われていることがあります。本当は多くの目に触れるところに作品を置いてあるのに、気がついていない人のほうが多いと思います。ルナ・ホールに行っても何気なく作品が置かれていますが、それを見て、白髪一雄が作品を足で描いたり、宙吊りになって描いたりしたことなどを子どもたちに伝えてあげたら驚きにもつながり、美術のハードルが下がると思います。その描き方を実演するのは難しいですが、美術は難しいものだという既成概念を取り払えることが伝えられたら良いと思います。

今回、宮塚町住宅を核に、プロジェクトを広げていき、これまでゆかりある公演場所や神社の境内なども使い、もう一度みんなで「具体」探しをしてみるのもおもしろいと思います。

藤野会長：尼崎市文化振興財団では中核事業として、白髪一雄記念室を設けており、子どもたちに広めようと取り組んでいます。尼崎市に比べれば芦屋市の規模は小さいですが、「具体」に関わるものは多いと思います。

加藤委員：「具体」の作品は一般的には理解しにくく、専門家でも分からない部分が多いです。海外でも、作品の趣旨について専門家を含め一般の人と語り合うギャラリートークやアーティストトークが行われています。日本の美術館でも、最近では展示以外にギャラリートークやワークショップにより作品の理解を深めています。

美術作品は見て簡単に理解できるものではないですが、美術にルールはあります。

美術史とは価値の書き換えの積み重ねなので、美術という枠で、ルールの撤回をしてきたところがあります。その中で、具体が評価されてきた部分があります。そのような流れの中で、美しいものだけが美術ではないという価値観に変わったことを、対話によって理解が深まると思います。作品を静かに見るのではなく、わいわい騒いで構わない日を美術館に設けてもいいと思います。日本人はディスカッションが苦手なところがありますが、美術は語らないとほとんど理解できません。私は40年以上前衛美術の作品を見てきていますが、作者に聞いたり、本を読んだり、美術館のキュレーターと話したりしないともうほとんどが分かりません。しかし、解決しない問題が数多いからこそおもしろいとも言えます。語るところから始めようという岡委員の提案は良いと思います。

白髪一雄の作品は非常に高価になっています。パリのサザビーズ・オークションでは約11億3千万円ほどまでに値段が上がっており、ルナ・ホールにある作品も数億円はすると思います。そのようなものが壁にかかっているとのだという認識を持つことから始めても良いと思います。美術品は一定のレベルに達すると、値段はそれほど下がりにません。吉原治良も世界的レベルのアーティストで、その作品は高額だと思いますが、芦屋の一般家庭に吉原治良の作品が眠っている可能性もあります。お宝鑑定団のように、金額に換算すると一般の人にも興味を持つと思いますし、なぜそこまで価値があるのかということを入り口にしても良いと思います。

藤野会長:おもしろいと思います。

桑田委員:商工会の会議室にも、白髪一雄の作品が無造作に置いてあります。何億円もするような絵が無造作に置いてあるのですが、誰も見ていません。芦屋で長年商売をしていても白髪一雄の名前を知らない人はほとんどで、価値を知っているのは一部の人のみです。

宮塚町住宅の活用で、ギャラリートークは確かに有効な方法ですが、より市民レベルのイベントを行ってはどうでしょうか。ギャラリートークは、「具体」の価値が分かる人には非常に高評価だと思いますが、裾野を広げるという意味では、何を描いているのか分からない絵の横に、描いた当時の説明プレートなどを設置しても良いと思います。値段を着目点として、それに応じた価値を分かりやすく書いたり、冊子などの資料を作成したりすると、特に子どもたちへの裾野が広がると思います。

幼稚園や小学生の児童は恐らく説明文を見ても分からないと思うので、美術の時間に手で絵を描いたり、芦屋神社の「具体」のイベントに参加してもらったりなど実際に体験してもらうのも良いと思います。また、中学生や高校生には、資料や歴史的な資料などから「具体」を知ってもらいます。

ここ数十年で「具体」の価値は上がっているにも関わらず、知ってもらう努力が恐らく足りなかったので、これから知名度を上げるという時に、宮塚町住宅を情報発信・共有の場として使うことは非常に賛成です。

商工会を含めた地域のつながりや市内のギャラリー、また、市内のキュレーターなどといった様々な人材と連携して、定期的に、宮塚町住宅を中心に発信する流れができれば継続できると思います。初年度は導入なので参加者は少ないと思いますし、自己評価でC判定になるとは思いますが、「具体」は文化であるからこそ、継続して発信すれば認知度が上がっていくと思います。その結果、芦屋には非常に有名な具体芸術があり、市民は全員知っているとなれば、市民の誇りにもなると思います。住んでいる市は非常に素晴らしい美術の発祥地であり、行政も市民も力を入れているとなれば、国際文化住宅都市として非常に良い方向に向いていくと思います。

ただ、一度やっただけで終わりにならないかは懸念しています。単に有名な先生を呼んできて貴重な作品を展示しただけで終わってしまえば、文化施策としては決してプラスではないと思いますが、準備期間としては非常に厳しいです。我々が意見交換することで、事業をより良くするための橋渡しができれば非常に良いと思います。

藤野会長:行政だけに頼らず民間の力も借りて、全体で盛り上げていくという仕組みを構築できれば良いと思います。その手掛かりとして、今年度を実施するという事でよろしいでしょうか。

奥村課長: はい。

藤野会長: 取組に期待し我々も頑張りたいと思います。名称は「アシヤアートプロジェクト」というようなもので展開できたらと思っています。

奥村課長: その件について、藤野会長にお預けして進めていただいでよろしいですか。

藤野会長: はい。委員の皆さまもよろしいですね。多くのご協力をいただかないと実施できないと思いますので、場所や作品などについても様々なことを教えていただければと

思いますので、よろしく申し上げます。

田中委員：「具体」が芦屋の財産だということで、市としても、それを活かしたまちづくりにつなげていきたいという発想はもちろん持っていますが、市の職員として、どのように取り扱い、どのように発信していけば良いのか分かりかねている状況もあります。

その辺りについても、本審議会でご意見をいただきながら実践につなげていきたいと思っていますので、今度ともよろしく申し上げます。

藤野会長：分かりました。

(3) その他

奥村課長：今回委員の皆さまに依頼した案件は、本審議会ですべて話を進めるのは難しいと思いますので、会とは別でご検討・実施いただくことになると思います。

ヨドコウ迎賓館のリニューアルオープンが3月16日予定ですので、次回の審議会は、当該事業が一段落する3月後半での開催を考えています。日程は別途ご相談します。ぜひ、様々な世代の方に分かりやすく伝わるような企画をよろしく申し上げます。

藤野会長：わかりました。本日はありがとうございました。

(閉会)